

鎌情・個審議第16号
平成25年 3月25日

鎌倉市教育委員会
鎌倉市教育長職務代理者
鎌倉市教育部長 宮田茂昭 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安富 潔

鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成25年3月18日付け鎌教委教総第2514号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の提供につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供に当たっては、瞬時かつ大量に個人情報を取り扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシーに配慮してより一層慎重な対応に心がけること。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業 務 名	業 務 の 概 要	業務主管課名	導 入 年 度
1	生涯学習ネットワークシステム	生涯学習ネットワークシステム委託業者を経由した生涯学習ネットワークシステムにより、公共施設と在宅からの生涯学習センター等の利用予約、利用状況案内及び利用サークル情報を処理する。	教育総務課	平成25年度